

改正 平成15年3月20日条例第18号 平成20年7月22日条例第40号
平成25年3月29日条例第78号 平成26年3月25日条例第7号
平成31年3月22日条例第18号

美容師法施行条例をここに公布する。

美容師法施行条例

（美容を行う場合の衛生上必要な措置）

第1条 美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）第8条第3号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- （1） 作業中は、清潔な作業衣を着用し、顔面作業をする際には、マスクを使用すること。
- （2） 手指は、常に清潔に保つこと。
- （3） 毛をそるために用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えること。
- （4） 客用の被布及び洗髪器その他客の皮膚に接しない器具で客1人ごとに汚染されるものは、常に清潔に保つこと。
- （5） 消毒液は、適宜交換すること。
- （6） 医薬部外品及び化粧品を用いる場合は、安全衛生に留意し、適正に使用すること。
- （7） 皮膚に接する布片は、消毒済みのものを使用すること。
- （8） 皮膚に接する布片に代えて紙製品を用いる場合は、清潔なものを使用し、客1人ごとに廃棄すること。

（美容所の衛生上必要な措置）

第2条 法第13条第4号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。ただし、土地の状況その他の理由により、これにより難い場合であって知事が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- （1） 美容所は、居室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等で区画されていること。
- （2） 美容所は、待合設備を有すること。
- （3） 美容所は、作業及び衛生保持に支障を来さないよう13.2平方メートル以上の面積を確保すること。
- （4） 美容所は、専ら洗髪のに供する洗い場を有すること。
- （5） 洗い場は、陶器、ステンレス等不浸透性材料を使用し、汚水が完全に排除できる構造であること。
- （6） 排水は、適正に処理すること。
- （7） 消毒済みの器具を未消毒の器具と区別して格納できる適当なガラス張りケース又はこれに類する戸棚等を設けること。
- （8） 器具類及び布片類は、十分な量を備えること。
- （9） 美容所で使用する水は、清浄なものであること。
- （10） 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。

一部改正〔平成25年条例78号〕

（出張業務のできる場合）

第3条 美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- （1） 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において業務を行う場合
- （2） 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合
- （3） 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合
- （4） その他知事が特に必要と認める場合

追加〔平成15年条例18号〕

(手数料の徴収)

第4条 知事は、法第12条の規定に基づく美容所の検査を受けようとする者から、美容所検査手数料として、1件につき1万6,060円を徴収する。

一部改正〔平成15年条例18号・26年7号・31年18号〕

附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

全部改正〔平成25年条例78号〕

附 則 (平成15年3月20日条例第18号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月22日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日条例第78号抄)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第1条中理容師法施行条例附則第3項の改正規定及び第2条中美容師法施行条例附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 3 施行日前に美容師法(昭和32年法律第163号)第11条第1項の規定による届出をした者が当該届出に係る美容所について同法第13条第4号の規定により講ずべき衛生上必要な措置については、第2条の規定による改正後の美容師法施行条例第2条第4号の規定にかかわらず、施行日から当該美容所について大規模な増築、改築又は修繕をする日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月25日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)
(試験、検査、調査、研究等の手数料等に関する経過措置)
- 7 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料等については、第18条から第21条まで、第23条から第26条まで、第28条、第29条、第32条から第40条まで、第43条から第45条まで、第48条及び第63条の規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月22日条例第18号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。(後略)
(許可等の手数料に関する経過措置)
- 9 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、第22条から第28条まで、第30条、第31条、第34条から第42条まで、第45条及び第52条の規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。